「通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針」に盛り込むべき主な事項

資料１

- 改正法第９条第２項各号の事項について、これまで通信制の課程を置く高等学校（実施校）における主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として示してきた「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年９月策定。令和５年２月最終改訂）」を踏まえながら、今般の法改正の趣旨（時代に即した目的の明記、責務の見直し等）に照らして、基本的な指針（基本指針）に盛り込むべき事項について検討をしてきた。
- 第１回・第２回における、各委員の御意見、ヒアリング結果を踏まえ、以下のような事項について、基本指針に盛り込むことで検討を進めてはどうか。

基本的な考え方

（主な御意見等）

- 質保証は学校（設置者）・所轄庁・文部科学省の三者連携で進めるべきではないか。
- 生徒の学習権の保障・安全確保・進路保障を制度の中心に据えるべきではないか。
- 多様性への対応と共通性の確保を図りつつ、各校においては、スクールポリシーに基づいた学校運営が重要ではないか。
- 設置者の責務として、通信教育の質の向上と持続可能な運営基盤の確保を図っていくことが必要ではないか。
- 広域通信制高等学校を設置する学校法人については、内部統制システムを整備することが重要ではないか。

（考えられる対応例）

基本指針の冒頭に背景及び趣旨を記載することとし、これまでの通信教育に関する制度の変遷や、今回、基本指針を設ける趣旨が明確になるように、私立学校法等の関係法令との整合性を踏まえながら、記載内容を検討してはどうか。

管理運営に関する事項（法9条2項1号）、通信教育の適正な実施及び運営の確保に関する事項（法9条2項４号）

（主な御意見等）

- 通信教育規程第５条に定める教諭の数等に算定できる範囲や、面接指導等実施施設（分校やその他の学校又は施設）の定義など、現行の法令やガイドラインの規定に解釈の幅がある事項について具体化すべきではないか。
- 生徒の居住地域に関わらず、多様な背景を有する生徒への適切な支援のための体制を整備すべきではないか。
- 校長を中心とする学校運営体制を確立することが必要ではないか。実施校と通信教育連携協力施設との明確な役割分担、体制の整備が必要ではないか。
- 通信教育実施計画が正しく作成されていない事例や、情報公開の内容が学校によって違っている現状もあり、生徒、保護者にとってより分かりやすい形での公開を促すべきではないか。
- 自学自習をどうサポートできるかが、重要であり、デジタル技術も活用していくべきではないか。
- メディア利用による面接指導時間数の減免について不適切な運用が確認されており、改善のための対応が必要ではないか。
- 学校管理職・教職員・行政関係者が通信教育の制度（実施計画、添削・面接指導、メディア減免）を十分理解していないことも見受けられるため、研修を充実すべきではないか。

（考えられる対応例）

例えば、以下の事項について具体化し、基本指針に盛り込むことを検討してはどうか。

- 教員配置基準の算定方法や、面接指導等実施施設の定義の明確化
- 生徒の実態等を踏まえたきめ細かな支援体制の整備
- 校長を中心とした管理運営体制の整備、通信教育連携協力施設ごとの担当者の配置
- 実施校と通信教育連携協力施設との活動の厳格な区別
- 通信教育連携協力施設ごとの学校評価・情報公開の徹底
- 通信教育実施計画の充実
- 添削指導、面接指導、生徒指導・支援等に係る研修の機会の充実

監督、情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助に関する事項（法9条2項2号）、関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項（法9条2項3号）

（主な御意見等）

- 多くの学校ではガイドラインも順守をしてきたが、取組の差が大きい。実効性を如何に高めていくかが大きな課題ではないか。
- 所轄庁によって認可や、指導助言の取組の差が大きいことも課題ではないか。
- 意向確認において、他都道府県が回答した内容が、所轄庁において十分に汲み取られていないのではないか。
- 意向確認の回答後に認可結果のフィードバックが他都道府県に届いていない場合が多く、実情を把握しにくいのではないか。
- 改善状況を継続してフォローアップする必要があるのではないか。
- 他都道府県が所轄する学校の通信教育連携協力施設に在籍する生徒も含めて、域内の施設・生徒に自治体の施策を周知すべきではないか。
- 所轄庁において、専門性を継続的に確保できるよう、研修を充実させる必要があるのではないか。
- 不適切な教育が行われている学校について通報・相談窓口の設置が必要ではないか。
- 生徒・保護者への情報共有の観点から、法令違反が発覚した場合に学校名の公表などの対応も必要ではないか。

（考えられる対応例）

例えば、以下の事項について具体化し、基本指針に盛り込むことを検討してはどうか。

- 「設置認可基準の標準例」を踏まえた認可基準の策定・公表
- 所轄庁から通信教育連携協力施設が所在する都道府県への意向確認、認可後の他都道府県への情報共有
- 所轄庁による定期的な実態把握、指導監督の実施
- 点検調査の実施、調査結果の関係都道府県への共有、点検調査結果も踏まえた研修の実施
- 生徒・保護者への情報提供のため、法令違反情報の公表
- 通信教育連携協力施設が所在する都道府県による法令違反等やその他の情報の共有
- 文科省による所轄庁が十分にその責務を果たさない場合に行う勧告

改正後の「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」（抜粋）

第九条　**文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針**（以下この条において「**基本指針**」という。）**を定めるものとする**。

２　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　通信制の課程を置く高等学校の**適正な管理運営に関する事項**

二　通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な**監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項**

三　**広域通信制課程**（学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。）**における**通信教育の適正な実施及び運営の確保のための**関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項**

イ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する**情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項**

ロ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の**管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項**

四　前三号に掲げるもののほか、**通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項**

３　文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン

平成28年９月策定
令和5年2月一部改訂

背景・目的

ウィッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定**したもの

主な内容

１．学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等
・添削指導等は教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒の事情に寄り添ったきめ細やかな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。具体的には、教諭等の人数は、５又は生徒数を80で除して得た数のいずれか大きい方の数以上とすること。ただし、この教諭等の数の基準は最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する学校においては、適宜体制を見直すこと
・その他、SC、SSW等の配置等、支援の充実に努めること
②施設及び設備の整備等
・実施校は面接指導に必要な実験・実習施設や運動場等を確保すること
③通信教育連携協力施設の設置等
・面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、実施校の身分を有する教職員が面接指導や成績評価等を行うこと
・面接指導等実施施設の編成等は、施設の種類、連携協力の内容、定員等を勘案して、通信教育規程の基準に照らすこと
・学習等支援施設の施設等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと
④通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等
・添削指導等は実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させないこと
・実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないよう適切な措置を講じること
・生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明すること
⑤学校評価
・通信教育連携協力施設についても自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること
・第三者評価の積極的な活用を検討すること
⑥情報公開
・実施校は教育を行う区域等の情報を公表すること
⑦その他
・高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行すること
・収容定員は、教職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと
・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対処要領など、法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること

２．教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価
・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること
・各教科・科目等について、通信教育実施計画及び指導計画を作成すること
・通信制課程においても、全日制・定時制と同等の学習が求められていることを踏まえて、面接指導・添削課題等の学習時間や内容について、学習指導要領に定める目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと
②添削指導及びその評価
・添削指導の回数を十分確保すること
・択一式や短答式の問題が大勢を占めるような課題は不適切であり、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと
③面接指導及びその評価
・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること。その際、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは不適切であること
・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること
・正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）は、面接指導と区別されるものであり、面接指導は指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること
④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免
・多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること
・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること
・面接指導時間を10分の８まで大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であり、極めて例外的な取扱いであること
・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等
⑤試験及びその評価
・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること
・試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとするなどの不適切な試験が実施されないよう留意するとともに、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施
・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること
⑦その他
・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること